

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 特定販売業者 事業法第11条第1項《製造たばこの特定販売業の登録》の規定により<u>財務大臣</u>の登録を受けた者をいう。</p> <p>(13) 卸売販売業者 事業法第20条《製造たばこの卸売販売業の登録》の規定により<u>財務大臣</u>の登録を受けた者をいう。</p> <p>(14)～(22) (省 略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>(1)～(11) (同 左)</p> <p>(12) 特定販売業者 事業法第11条第1項《製造たばこの特定販売業の登録》の規定により<u>大蔵大臣</u>の登録を受けた者をいう。</p> <p>(13) 卸売販売業者 事業法第20条《製造たばこの卸売販売業の登録》の規定により<u>大蔵大臣</u>の登録を受けた者をいう。</p> <p>(14)～(22) (同 左)</p>